

令和2年度厚生労働科学研究費
「災害派遣精神医療チーム（DPAT）と地域精神保健システムの連携手法に関する研究」
分担研究報告書

DPAT等の受援に対する地域保健の役割と実態に関する研究

宇田 英典¹⁾、中原 由美²⁾、木脇 弘二³⁾、服部 希世子⁴⁾

1) 地域医療振興協会ヘルスプロモーション研究センター、2) 福岡県宗像・遠賀保健所、3) 熊本県菊池保健所、4) 熊本県天草保健所

研究要旨

前年度のアンケート調査、被災自治体のインタビュー調査の分析結果を踏まえ、DPAT等精神医療保健福祉チームの活動フェーズ（準備期、活動期、移行期、フォローアップ期）ごとの受援側方略、その後の地域精神保健体制と移行プロセス等の必要事項を整理したうえで、都道府県、政令指定都市の担当課、精神保健福祉センター、保健所、被災市町村の役割を述べた「自治体の災害時精神保健医療福祉活動マニュアル」及び「災害後の自治体における中長期の精神保健医療福祉体制ガイドライン」を作成した。マニュアル、ガイドラインの作成に際し、素案の段階で全国保健所長会地域保健の充実強化に関する委員会で検討を行った。また、自治体で作成している既存のマニュアルの内容を確認するとともに、実際現場で活動する自治体職員にマニュアル案及びガイドライン案を提示し、意見だしをお願いした。それらを踏まえ、修正を行い、完成版とした。

A. 研究目的

災害時には多数の保健医療活動チームが被災地に支援に入るが、保健所は市町村と連携して、それらの保健医療活動チームの避難所等への派遣の調整を行うことになる。

そのような中でも、特に、精神保健活動においては、日頃からその地域の精神保健医療に従事している市町村や保健所職員が対応の中心となり、継続性のある活動にすることが重要であると考えられる。

そこで、本分担研究班では全国の自治体や保健所におけるDPAT活動を受援するうえでの課題、DPAT活動終了後の地

域精神保健体制のあり方について調査・分析を行い、保健所や市町村における地域精神保健活動とDPAT活動との協働のあり方を検討することを目的とした。

B. 研究方法

1 マニュアルの収集

(1)調査対象

自治体で作成し、インターネット上で公開されている、災害時の精神保健福祉活動に係るマニュアル

(2)調査方法

インターネット上で検索

(3)調査期間

令和2年8月

2 市町村保健師及び保健所保健師へのヒアリング

(1)調査対象

班員が所属する保健所保健師及び管轄する市町村保健師等

(2)調査方法

調査対象者へ作成中のマニュアル案を送付。メールや面談によるヒアリングを行った。

(3)調査期間

令和2年12月～令和3年1月

(4)調査内容

マニュアル案について、文面の校閲、修正、意見の聞き取り

C. 研究結果

1 マニュアルの収集

(1) 調査結果

以下の自治体マニュアルを収集した。

- ①北海道災害時こころのケアの手引き 令和2年3月 北海道立精神保健福祉センター

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/saigaijouhou.htm>

- ②宮城県災害時こころのケア活動マニュアル 平成26年2月 宮城県精神保健福祉センター

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seihocent/saigaiji-kokoro-care-information.html>

- ③山形県災害派遣精神医療チーム活動マニュアル 平成31年2月修正版 山形県障がい福祉課

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/iryo/yamagatatadpat.html>

- ④石川県災害時こころのケア活動マニュアル 令和元年5月改訂 石川県健康福祉部

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/bousai/kokoronokea.html>

- ⑤山梨県災害時心のケアマニュアル 平成31年3月改訂版 山梨県

https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/saigai/mental_care_manual.html

- ⑥長野県災害時こころのケア～支援者マニュアル～第3版 平成27年3月 長野県精神保健福祉センター

<https://www.pref.nagano.lg.jp/seishin/pfa.html>

- ⑦静岡県災害時の心のケア対策の手引き 令和元年8月改訂版 静岡県健康福祉部

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko330/seishin/katuyo/saigaijikokoro.html>

- ⑧三重県災害時こころのケア活動マニュアル(改訂版) 令和元年11月 三重県こころの健康センター

<https://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/62064031951.htm>

- ⑨高知県災害時心のケアマニュアル第4版 令和2年3月 高知県地域福祉部

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060801/2018032800251.html>

- ⑩沖縄県災害時におけるこころのケア活動マニュアル第1版 平成26年3月 沖縄県

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/seishinhoken/index.html>

2 市町村保健師及び保健所保健師へのヒア

リング

(1) 調査結果

①市町村保健師の意見

- ・保健所保健師との役割分担が曖昧。共有が必要ではないか。
- ・ステージ0の保健所の対応で、「平時の精神保健医療福祉体制の課題を整理しておく」と記載があるが、市とも課題を共有してほしい。
- ・ステージ0の市町村の対応で、「災害時メンタルヘルスについて精神保健担当課が理解しておく」と記載があるが、この課だけでいいのか。
- ・ステージ0の市町村の対応で、「災害時メンタルヘルスについて精神保健担当課が理解しておく」という記載があるが、市町村では災害時メンタルヘルスは対象者にあわせて、各部署（例えば、母子保健、学校教育、高齢者支援 等）での対応になるため、精神保健担当課のみでの対応ではない。
- ・ステージ0の市町村の対応で、「災害派遣に関わる域内精神科病院との共同訓練を実施する」と記載があるが、この共同訓練は市の役割になるのか。
- ・ステージ0の市町村の対応で、「災害派遣に関わる域内精神科病院との共同訓練を実施する」と記載があるが、市町村の規模にもよるが、少しハードルが高いのではと思った。
- ・ステージ2の対応での「健康調査・スクリーニング」に関して、「市町村保健部局と保健所、精神保健福祉センターが十分な連携をとらねばならない」とあるが、保健部局だけでよいか。
- ・ステージ3で市町村が実施することとし

て、「撤収プランの計画、避難所縮小計画」という記載がある。イメージはわかるし、たぶんそういった趣旨のものは作成することになると思うが、「計画」という言葉になると、計画策定のイメージがあり、負担感があるため、もう少し別の表現にさせていただけると助かる。

- ・ステージ4で市町村が実施することとして、「DPAT から連携を受けたケースのフォローアップ、障害者、独居高齢者などへのアウトリーチ活動を開始する」とあるが、できれば母子、児童といった記述も入れていただきたい。
- ・災害時の活動として、ステージごとに市町村の役割が示してあって、段階的に判断していくにはよいと思う。
- ・災害後の時期（災害ステージ）についての記載があるが、「平時」があるか無いかの違いも含めて、「災害時の保健活動推進マニュアル（日本公衆衛生協会・全国保健師長会）」「熊本県災害時保健活動マニュアル」はフェーズ毎となっているので、合わせてあれば考えやすいと思う。「熊本県災害時保健活動マニュアル」は、こころのケア対策も記載されているので、とても分かりやすい。
- ・ショートバージョンにある④市町村「時期に応じた各組織の活動チェックリスト」は、実施・対応の確認ができるのでいい。

②保健所保健師の意見

- ・災害時の精神保健医療福祉活動での保健師活動の記載で、「避難所運営、訪問活動、健康診断等、被災住民の健康管理は保健師が担うことがある」となっているが、「～担うことが多い」と修正していただきたい。

- ・ステージ0の保健所の対応で、理想としては、すべてできた方がよいと思うが、現状ではできていない保健所も多い。記載にある「精神科病院同士の連携訓練やPFAの理解と普及」などは、都道府県主管課や精神保健福祉センターが実施しているところもあると思うので、必要時上記関係機関と連携して対応するなどの記載をいれてはどうか。

- ・ステージ0の市町村の対応で、「災害派遣に関わる域内精神科病院との共同訓練を実施する」とあるが、できていない市町村の方が多いのではないかと思う。現実的には、保健所等の関係機関と連携して開催すると思う。その為、関係機関と連携して対応するとか、関係機関が実施する訓練などに参加するなどの記載をいれてはどうか。

今はできていなくても保健所や市町村に実施してほしい(目指してほしい)内容として記載する意味合いが強いのであれば、あえて変更する必要はないと思う。

- ・ステージ5の対応で示されている「連携する機関の例」で、子どものところには、家庭児童相談員(室)も記載してはどうか。

D. 考察

今回の市町村保健師のヒアリングで、保健所保健師との情報共有、連携が必要であり、また役割分担を課題と感じているとの意見があった。

精神保健福祉業務については、「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」において保健所と市町村の役割が定められているが、自殺対策への対応や地域医

療構想等の新たな課題に対応できるところまで、改定されていない。また、災害対策においても、大規模災害時(災害救助法が適応される規模)の保健所と市町村との役割が異なるところもあり、十分にそれぞれの組織の保健師に普及されていないことも現状としてある。

今回作成したマニュアルでは都道府県主管課(主に精神保健福祉担当課)、精神保健福祉センター、保健所、市町村担当課ごとの動き方を説明しているが、精神保健医療福祉体制は自治体によって大きく異なるため、各地域において、平時から、関係機関を含め、保健所と市町村がしっかり情報共有や連携を図り、災害時対応を協議しておくことが必要である。

E. 結論

マニュアルの作成に際し、自治体で作成している既存のマニュアルの内容を確認するとともに、実際現場で活動する自治体職員にマニュアル案を提示し、意見だしをお願いした。それらを踏まえ、修正を行い、完成版とした。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

1) 宇田英典, 中原由美: 災害時精神保健医療福祉体制の受援側からみた課題. 第79回日本公衆衛生学会総会, 京都, 2020.10.22

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし